

東京学芸大学学位規程

	昭和42年12月21日
	規程第14号
改正（施行）	昭58程5（58. 5. 26）
	平元程1（元. 2. 2）
	平6程6（6. 3. 5）
	平7程11（7. 3. 23）
	平8程22（8. 12. 5）
	平9程26（9. 10. 2）
	<u>平10程15（10. 4. 1）</u>
	<u>平13程5（13. 2. 9）</u>
	<u>平13程30（13. 12. 13）</u>
	<u>平14程15（15. 4. 1）</u>
	<u>平16程25（16. 4. 1）</u>
	<u>平17程14（17. 3. 15）</u>
	<u>平17程34（17. 10. 26）</u>
	<u>平19程15（19. 4. 1）</u>
	<u>平20程12（20. 4. 1）</u>
	<u>平20程37（20. 6. 25）</u>
	<u>平25程29（25. 7. 11）</u>
	<u>平27程1（27. 4. 1）</u>
	<u>平27程8（27. 4. 1）</u>
	<u>平30程17（30. 6. 14）</u>
	<u>平31程26（31. 4. 26）</u>
	<u>令5程24（5. 4. 1）</u>

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定め、学位授与の適正な運営を図ることを目的とする。

（学位の種類）

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

第2章 学士の学位

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

（専攻分野の名称）

第4条 学士の学位を授与するに当たっては、課程の区分に応じ、次の表に定める専攻分野の名称を付記する。

課 程	専攻分野の名称
学校教育教員養成課程 教育支援課程	教 育

（学士の学位の授与）

第5条 学長は、学士の学位を授与すべき者には、学位記（別紙様式I）を交付する。

第3章 修士の学位

（修士の学位授与の要件）

第6条 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

（専攻分野の名称）

第7条 修士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、教育学とする。ただし、平成30年度以前の入学者で、学際的な領域等の研究を行い、特に希望する者については、指導教員の指導を受け、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学術と付記することができる。

（学位論文又は課題研究の成果の提出）

第8条 大学院修士課程の学生は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（この章において「課題研究の成果」という。）を教育学研究科長（この章において「研究科長」という。）に提出するものとする。

2 前項の学位論文又は課題研究の成果は1編とし、必要に応じ、他の論文を参考として添付することができる。

（審査）

第9条 研究科長は、前条の学位論文又は課題研究の成果の提出を受けたときは、速やかに教授会に当該学位論文又は課題研究の成果の審査を付託しなければならない。

2 教授会は、前項の付託を受けたときは、当該学生の指導教員を含め3名以上で構成する審査委員会を設置し、当該学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験を実施させるものとする。

3 前項の審査委員会には、指導教員以外の研究科担当教員1名以上を含むものとする。

（最終試験）

第10条 最終試験は、学位論文又は課題研究の成果の審査に合格した者について、当該学位論文を中心として関連ある科目について、口述又は筆記により行うものとする。

(教授会への報告)
第11条 審査委員会は、学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその氏名及び学位論文又は課題研究の成果の審査結果の要旨並びに最終試験の結果を文書で教授会に報告しなければならない。

(修士課程の修了の議決)
第12条 教授会は、前条の報告を受け、修士課程の修了の可否を議決する。前項の議決において、修士課程の修了を可とする議決は、当該議決権を有する出席者の3分の2以上の賛成がなければ行うことができない。

(審査結果等の報告)
第13条 教授会は、前条の規定により修士課程の修了の可否を議決したときは、その結果を文書で、学長に報告しなければならない。

(修士課程の修了の認定)
第14条 学長は、前条の報告を受け、修士課程の修了の認定を行う。

(修士の学位の授与)
第15条 学長は、修士の学位を授与すべき者には、学位記(別紙様式Ⅱ)を交付する。

(学位授与の取消し又は撤回)
第16条 学長は、修士の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、教授会の議を経て、当該学位の授与を取り消し、又は撤回しなければならない。

- (1) 不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき。
 - (2) 学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱すると認められる行為をしたとき。
- 2 学長は、前項の規定に基づき、当該学位を取り消し、又は撤回したときは、その旨を学報に登載するとともに、既に交付した学位記を返還させなければならない。
- 3 第12条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

第4章 博士の学位
(博士の学位授与の要件)
第17条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。前項に格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者とも同等以上の学力を有するものと確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。

(専攻分野の名称)
第18条 博士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、教育学とする。ただし、連合学校教育学研究科委員会(この章において「研究科委員会」という。)が特に必要と認められた場合は、学術と付記することができる。

(在学者の学位論文の提出)
第19条 大学院博士課程の学生は、学位論文を連合学校教育学研究科長(以下この章において「研究科長」という。)に提出するものとする。
2 前項の学位論文は1編とし、必要に応じ、他の論文を参考として添付することができる。
3 研究科長は、審査のため必要があるときは、学位論文の訳文又は関係資料を提出させることができる。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出)
第20条 第17条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文の要旨、履歴書及び研究業績書を添え、審査手数料(以下「手数料」という。)とともに、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した上退学した者が退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、手数料を免除する。
2 手数料の額は細則で定める。
3 学位論文の提出については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(学位論文及び手数料の不返付)
第21条 受理した学位論文及び納付された手数料は、理由の如何を問わず返付しない。

(審査の付託)
第22条 研究科長は、第19条の規定による学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。前条第2項の規定による学位論文の提出があったときは、研究科長にその審査を付託するものとする。この場合、研究科長はその審査を研究科委員会に付託しなければならない。

(審査委員会の設置)
第23条 研究科委員会は、学位論文の審査を付託されたときは、第4項に規定する主幹委員、研究科長、連合学校教育学研究科運営委員会(この章において「研究科運営委員会」という。)の議を経て、学位論文審査申請者ごとに、速やかに審査委員を選出し、審査委員会を設置する。審査委員会は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程(平成8年規程第7号)第8条第4項に基づいて決定された指導教員を少なくとも3大学の研究科所属教員を含む5名以上で構成するものとする。

3 前条第2項に基づいて付託された場合の審査委員会は、論文にかかわる専門分野の属する講座に所属する教員(主幹指導教員資格者を含む。)に、教育学講座群の中の講座に所属する教員を加えた5名以上で構成するものとする。また、この5名には、構成大学のうち少なくとも3大学の研究科所属教員を含むものとする。
4 審査委員会に主幹指導教員を置く。主幹指導教員は、第2項の場合には主幹指導教員又はこれに代わる者として研究科委員会において認められた者、第3項の場合には論文にかかわる専攻分野の属する講座に所属する主幹指導教員資格者のうちの1名とする。
5 審査委員会は、学位論文審査のため必要と認められた場合は、他の大学院又は研究

- 第40条 学長は、教職修士（専門職）の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、教授会の議を経て、当該学位の授与を取り消し、又は撤回しなければならない。
- (1) 不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき。
 - (2) 学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱すると認められる行為をしたとき。
- 2 学長は、前項の規定に基づき、当該学位を取り消し、又は撤回したときは、その旨を学報に登載するとともに、既に交付した学位記を返還させなければならない。

3 第36条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

第6章 補則

(学位の名称の使用)

第41条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、当該学位名に「東京学芸大学」の名称を付記しなければならない。

(その他)

第42条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（平元程1）（抄）

平成元年1月8日から適用する。

附 則（平6程6）

この規程は、平成6年3月5日から施行し、改正後の東京学芸大学学位規程第2条から第7条（ただし書を除く。）まで及び第15条の規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平8程22）（抄）

- 1 改正後の東京学芸大学学位規程第2条及び第17条から第34条までの規定は、平成8年4月30日から適用する。
- 2 第17条第2項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院博士課程を最初に修了した者に対し学位を授与した後に行うものとする。

附 則（平9程26）（抄）

- 2 この規程による改正後の第7条の規定は、平成10年度入学生から適用し、平成9年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平10程15）（抄）

- 2 東京学芸大学学位規程第9条第2項の審査委員会の構成員について（昭和42年12月21日代議員会申合せ研究科委員会申合せ）は廃止する。

附 則（平13程5）（抄）

平成13年1月6日から適用する。

附 則（平13程30）（抄）

- 2 この規程による改正後の東京学芸大学学位規程第4条の規定は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平14程15）（抄）

- 3 この規程による改正後の東京学芸大学学位規程第8条第1項の規定は、平成15年度入学者から適用し、平成14年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平17程14）（抄）

平成16年4月1日から適用する。

附 則（平19程15）（抄）

- 2 第4条の規定は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平20程37）（抄）

平成20年4月1日から適用する。

附 則（平25程29）（抄）

平成25年4月1日から適用する。

附 則（平27程1）（抄）

- 2 第4条の改正規定は、平成27年度以降に入学した者から適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平30程17）（抄）

- 2 この規程による改正後の規定は、平成27年度以降に入学した者から適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平31程26）（抄）

平成31年度入学者から適用する。

附 則（令5程24）（抄）

- 2 この規程による改正後の規定は、令和5年度以降に入学した者から適用し、令

和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

[別紙様式Ⅰ～様式Ⅳ（PDF形式）](#)